

# 源有仁編の儀式書の伝来とその意義

——「花園説」の系譜——

田 島 公

## はじめに

近年、平安時代の儀式研究が注目され、とりわけ叙位・除目の研究が盛んになりつつある。かかる研究状況の中で、私は先に『叙玉秘抄』について「写本とその編者を中心に」と題した論考（以下、前稿とよぶ）を『書陵部紀要』四一号（一九九〇年三月）に発表し院政期の叙位の儀式書で藤原公教の編と伝える『叙玉秘抄』の諸写本と東山御文庫所蔵の『中外記』（外題は「叙位記 中外記」）を検討した結果、次の点を指摘した。

① 現存の『叙玉秘抄』の写本は一卷本系（三条西家本とそれを書写した柳原家本）と四冊本系（広橋家本と東山御文庫本）の二系統に分かれるが、共に治承年間（二年・四年）に書写・校合された写本に遡る。② 現存の『叙玉秘抄』は東山御文庫所蔵

の『中外記』の男叙位部分と同じ内容であるが、前例を示す勅物の位置が異なり、『叙玉秘抄』では勅物がある内容ごとに纏められ、一字下げで列挙されているのに対して、『中外記』では勅物が首書・傍書及び裏書（『中外記』は冊子本で、三十二丁表より「是ヨリウラノフノン写」との注記に示されるように裏書が別に書写されている）の形で存在する。③ 『中外記』は男叙位だけでなく、女叙位の部分も存在し、②で示した書写の仕方から検討すると、『叙玉秘抄』の原本とすべき儀式書である。④ 原本『叙玉秘抄』（『中外記』）の著者は三条公教ではなく、花園左大臣とよばれた源有仁である。⑤ 源有仁編の原本『叙玉秘抄』は撰関期後半から院政期にかけての村上源氏系公卿（源師房・俊房・師忠・師時）及び院（後三条院・白河院）の儀式書・教命・口伝の集大成ともいべき存在であり、有仁編の除目の儀式書（『春玉

『秘抄』・『秋玉秘抄』も同様な存在である。

しかし、紙幅の都合で『叙玉秘抄』・『秋玉秘抄』の写本に見える治承年間の本奥書を記した人物及び源有仁編の儀式書の伝来については、結論のみを簡単に示しただけで史料に基づき充分述べることができなかった。この問題は先ず『春玉秘抄』をもとに三条実房が編纂した『三槐抄』の奥書を検討することにより、糸口がつかめ、その説明が可能となってくるが、その検討に入る前に行論の都合上、『叙玉秘抄』・『秋玉秘抄』の外題・内題・奥書の各部分を示しておく(『春玉秘抄』は治承年間の本奥書がある写本がないので省略)。なお各写本に關しては前稿によられたい。(補注)

○『叙玉秘抄』(三条西家本)

(外題) 叙玉秘抄 全

(内題) 叙玉秘抄第一

(奥書) 奥書云

治承二年十二月三日、切ニ統ニ之、本書者一卷之

書也、裏書首書勅物随〔書カ〕思出

(内題) 叙玉秘抄第二

(奥書) 奥書云

治承二年十二月十四日、書終ニ之、切ニ雜ニ之、

在御判

拭ニ眼精ニ加ニ首書ニ了、

判

(内題) 叙玉秘抄第三

(奥書) 奥書云

治承二年十二月廿日、切ニ雜ニ之、 在御判

同四年正月廿八日、手自校合了、于レ時春風綏

屬、晚雲高暗而已、

延文五年三月十七日、一見訖、

権大納言判

(内題) 叙玉秘抄第四

(奥書) 奥書云

治承二年十二月廿日、書寫ニ之、切ニ雜ニ之、本抄

雜乱多端、難レ備ニ当要ニ、仍手自書レ之、繼レ之、

抛ニ願備ニ訖、

在御判

本云  
同四年二月二日、於レ紅檣下ニ手自書寫了、

見レ賢思レ齊、不レ願ニ身疲ニ、不レ知ニ手寒ニ、自レ朝

及レ晚、書寫校合了、不レ可レ謂ニ教奇ニ之、甚先

哲有此思、王道猶遺也、

判

(朱書、同筆)  
〔本斑帯云、

治承四年五月三日、調卷々、

元為ニ一卷抄ニ、今加裏書等、為ニ四卷ニ、

右抄、以教業坊旧本、自去月

廿一日、毎暇日、連々染禿筆、今日

終其功、本雖分三卷、合為一卷

者也、穴賢、不可他見、矣、

（朱書）  
「翌日朱了」

延徳三年十一月十四日

（三条西実隆）  
権大納言正三位兼行侍從藤原朝臣（花押）

（町広光）  
都督卿來臨

同十二月十四日、読了也、

○『秋玉秘抄』（伏見宮家本）

（外題）除目記 初夜上

（内題）初夜上

（奥書）秋玉秘抄第一初夜上

（朱書）  
「四年三月、粗加首書」

治承元年九月月上旬、書之、

同二年八月、加覆勘了、

在御判

同四年二月四日、於燈下、手自校合了、

斯書者、花園左大臣所抄出也、而

□（後欠）

（外題）なし

（内題）秋玉秘抄第三

次夜上

（奥書）秋玉秘抄第三次夜上

治承元年十月中旬、切繼了、

同二年十月、重加覆勘了、

在御判

同四年二月四日、手自校合了、于時唐小隣

文（念）  
「春風習々而已」

① 近年の平安時代の叙位儀及びその儀式書に関する論文は以下の通り。

今江広道「律令時代における親王・内親王の叙品について」『書院部

紀要』三三三号 一九八二年）、宇根俊範「氏爵と氏長者」『坂本賞三編

『王朝国家国政史の研究』一九八七年）・同「源平藤橘の起源」『月刊

百科』三〇四号 一九八八年）、加納宏志「9世紀における階位制度

の実態的考察」『金城紀要』六一九八二年）、木本好信「土右記」

と源師房の一考察」『国書逸文研究』一八号 一九八六年）、のち同

『平安朝日記と逸文の研究』一九八七年所収）、黒板伸夫「階位制度

質の側面―平安中期以降における下級位階―」『日本歴史』四三一

号 一九八四年）・同「平安時代の位階制度―正四位上・正五位上を

中心として―」『滝川博士米寿記念会編「律令制の諸問題』一九八四

年）、高田淳「巡爵」とその成立―平安時代的叙位制度の成立をめぐ

って―」『国学院大学紀要』二六号 一九八八年）・同「加階と年勞

―平安時代における位階昇進の方式について―」『栃木史学』三号

一九八九年）、田島公「氏爵」の成立―儀式・奉仕・叙位―」『史

林』七一巻一号 一九八八年）、玉井力「平安時代における加階と官

司の勞」(『日本歴史』四八七号 一九八八年)、寺崎保広「考諫・選叙と木簡」(『平城宮木簡』四 解説 一九八六年)、服藤早苗「元服と家の成立過程—平安貴族の元服と叙位—」(『前近代女性史研究会編『家族と女性の歴史』古代・中世 一九八九年)、吉川真司「律令官人制の再編」(『日本史研究』三三〇号 一九八九年)。一方、除目儀及びその儀式書に関する近年の論文は以下の通り。玉井力「平安時代の除目について—藏人方の成立を中心に—」(『史学雑誌』九三編一一号 一九八四年)、同「『紀家集』紙背文書について—申文の考察を中心として—」(『日本歴史』四三四号 一九八四年)、同「受領巡任について」(『海南史学』一九号 一九八一年)、同「受領奉について」(『年報中世史研究』五号 一九八〇年)、同「院政」支配と貴族官人層」(朝尾直弘編『日本の社会史』三卷 権威と支配 一九八七年)、所功「平安朝儀式書成立史の研究」(一九八五年)、同「『春玉秘抄』の殘卷と逸文」(『京都産業大学世界問題研究所紀要』七卷 一九八六年)、同「春玉秘抄の復原」(『賞書・逸文』(『国書逸文研究』一八号 一九八六年)、永井晋「十二世紀中・後期の御給と貴族・官人」(『国学院大学院紀要』文学研究科十七輯 一九八六年)、早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀」(『史学雑誌』九〇編六号 一九八一年、のち同「日本古代官僚制の研究」一九八六年所収)、細谷勘資「綿書」の成立年代と編者」(『国書逸文研究』一八号 一九八六年)、同「中山忠親と『中山抄』」(『賞書』(『国書逸文研究』二二号 一九八九年)、吉田早苗「京都大学附属図書館所蔵『兵範記』紙背文書にみられる申文」(『東京大学史料編纂所報』一四号 一九八〇年)、同「藤原宗忠の『除目次第』」(『史学雑誌』九三編七号 一九八四年)、同「翻刻」下郷共済会所蔵『除目抄』」(『国書逸文研究』一六号 一九八五年)。

同「大間成文抄」と『春除目抄』(土田直銀先生選厝記念会編『奈良平安時代史論集』下巻 一九八四年)、同「春除目抄」にみえる『法性寺関白記』逸文」(『東京大学史料編纂所報』一八号 一九八四年)、同「台記除目抜書」所収「雜事抄」について—「春除目抄」・「大間成文抄」関連史料として—」(『東京大学史料編纂所報』一九号 一九八五年)、同「兵範記」紙背文書にみえる官職申文」(上)(『東京大学史料編纂所報』二三号 一九八九年)。

## 第一節 三条実房編の『三槐抄』について

『三槐抄』については既に時野谷滋氏の的確な解説がある。<sup>①</sup>

『三槐抄』三卷は、題名から知られるように「三槐」すなわち三人の大臣の説を採った春の県召除目の儀式書で、「県召除目初夜」・「県召除目中夜」・「県召除目終夜」の三巻に分かれており、三条実房が編纂したものである。その編纂経緯は第三巻の奥書から知られ、書写・伝来のあり方も各巻の奥書等から判明するので、江戸時代の写本ながら花押も真似るなど丁寧な写しの東山御文庫所蔵の写本により必要部分を示すことにする。<sup>②</sup>

・「県召除目初夜」(一巻 卷子)

(表紙裏)〔本文書出〕

正安三年(三)二月九日、校始、権中虫  
公茂依々為「吉日」也、  
(納言カ)

此抄出<sub>レ</sub>自魏門三家之説、故<sub>一</sub>虫

元亨二年正月廿六日、校始、權中納言一槐抄耳虫  
実忠依<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>吉日也、

（後略）

〔奥書〕 自校了、治承元年十二月十二日、酉刻、

治承二年正月卅日、見<sub>レ</sub>本本書二了、

裏書勅物等抽<sub>レ</sub>要事、粗注付之、

文治五年二月一日、一見了、所々加<sub>レ</sub>裏

書勅物等、

左幕下（奥房）  
（花押影）

建久四年正月、初御前儀、予又始候<sub>二</sub>

執筆之時、就<sub>二</sub>此抄、勤仕了、久雖<sub>レ</sub>隔<sub>二</sub>

恩顯、無為終<sub>レ</sub>其功、是偏致<sub>二</sub>勤節之

力<sub>二</sub>也、子孫可<sub>レ</sub>相伝之由、年来存知之

処、未代之為<sub>レ</sub>歎、更無<sub>レ</sub>益、欲<sub>二</sub>破却<sub>一</sub>、而備

案<sub>レ</sub>之、頗有<sub>レ</sub>恩慶、元仁二年正月、披見

之間、軸本虫喰損、修<sub>レ</sub>復之、

（奥房）（影窓）  
抄跡（花押影）

。〔奥書〕 除目<sub>二</sub>中夜<sub>一</sub>〔一卷 卷子〕

〔奥書〕 文治五年二月五日、自今朝雨下、今日賀茂祭也、亥刻許、一見了、

左大將（奥房）  
（花押影）

治承元年 十二月十九日  
見合了、  
（奥房）  
（花押影）

治承二年二月一日、亥時許、見<sub>レ</sub>合

本書了、勅物等少々注付了、

。〔奥書〕 除目<sub>二</sub>終夜<sub>一</sub>〔一卷 卷子〕

〔奥書〕 此抄者、就<sub>二</sub>先閣之御次第<sub>一</sub>、

保元比、候<sub>二</sub>執筆之時、  
懷中相略次第也、  
立<sub>二</sub>

其次第、其版注<sub>二</sub>載花抄之説等<sub>一</sub>也、但<sub>レ</sub>彼書<sub>二</sub>事

等、承安四年載隔之春・夾鐘之月、予參<sub>二</sub>

左相府、習礼之時、多奉<sub>二</sub>殿命、而其前後之間、

漸々含<sub>二</sub>教命<sub>一</sub>事等、同加<sub>二</sub>載之、所<sub>レ</sub>写者花園

之秘説、所<sub>レ</sub>加者運府之殿命也、本聚<sub>二</sub>彼兩説、

以為<sub>二</sub>二卷、初<sub>レ</sub>中終<sub>一</sub>、凡雖<sub>二</sub>子孫、輒不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>免<sub>二</sub>披覽<sub>一</sub>

之書也、況於<sub>二</sub>他人<sub>一</sub>哉、其時、治承元年十二月

十一日、已刻、染<sub>二</sub>短筆<sub>一</sub>清書了、

權大納言（奥房）  
（花押影）

見合了、同十九日

〔首書〕 同二年二月三日、京、見<sub>レ</sub>合

本書了、裏書勅物等少々

注移了、

件書礼為<sub>レ</sub>後代々證<sub>二</sub>歟、仍可<sub>レ</sub>相具<sub>二</sub>此書也、

〔首書〕 同二年四月、進<sub>二</sub>覽左府、八月<sub>一</sub>之比、高覽了、<sub>レ</sub>所返給也、

殊可<sub>レ</sub>秘藏之由、有<sub>二</sub>殿旨<sub>一</sub>者也、

・『三槐抄』の本奥書の比較

槐抄』		内閣文庫本 中夜儀	『秋玉秘抄』	
中夜	終夜		第一 初夜上	第三 次夜上
12/19 見合了	12/11 巳刻 清書了 ----- 12/19 見合了	12/19 見合了	9/上旬 書之	10/中旬 切繼了
2/1 亥刻許 見合本書了 勘物等少々注付了	2/3 亥 見合本書了 裏書勘物等少々注移了 ----- 4/? 進覽左府 ----- 8/? 高覽了所返給	2/1 亥刻許 見合本書了 勘物等少々注付了	8/? 加覆勘了	10/? 重加覆勘了
			2/4 手自校合了 ----- 3/? 粗加首書	2/4 手自校合了
2/5 亥刻許 一見了				

そして、以上の奥書に続き、巻末に「徳大寺殿」宛の実房の書状（写し）を載せる。また、初夜・中夜の各巻の写本継目には「実房」と書かれている。

これらの識語により、時野谷氏は『三槐抄』の成立について、その編者を三条実房であることを示した後、次のように解説されている。

保元の頃、内大臣であった亡父公教が、除目執筆の時、懐中にしていた簡略な「次第」によって篇目を立て、それに応ずる記載を「花抄」「花園之秘説」すなわち左大臣源有仁の『春玉秘抄』から採り、さらに彼実房が、承安四年、左大臣藤原経宗から伝えられた教命を以って補うことよって、この『三槐抄』を編んだことになる。

従って、本書の中で、「本云」「本書云」というのは、それによって篇目を立てた公教の懐中本の記事であり、「左府之命也」等というのは経宗の説であろう。但しこの両者は、全体から見ればごく一部であるに過ぎないから、

表 I 『叙玉秘抄』・『秋玉秘抄』

書名 年号	三条西家本『叙玉秘抄』				『三 夜』
	第一	第二	第三	第四	初
治承元年 (1177)					12/12 酉刻 自校了
治承二年 (1178)	12/3 切続之 裏書首書勸物随思出	12/14 書終了切繼之	12/20 切繼之	12/20 書写之 手自書之繼之	正/30 見合本書了 勸物等少々摘要事粗付之
治承四年 (1180)			正/28 手自校合了	2/2 書写之切繼之 5/3「本裏紙」 調卷々	
文治五年 (1189)					2/1 一見了 所々加裏書勸物等
元仁二年 (1224)					正/? 軸本虫喰損修復之

大部分は『春玉秘抄』から抄出した記事である。

以上の時野谷氏の解説は的確なものであると思われる。『叙位除目執筆抄』により更に補足すれば、春の除目で公教が執筆を勤めたのは保元四年〔平治元年、一一五九〕正月二十六日のみであり、経宗が執筆を勤めた承安四年〔一一七四〕春の除目とは正月十九日である。

そして、他の奥書を総合すると次のことが判る。即ち、この書は、三条実房により、治承元年〔一一七七〕十二月十一日に清書を終え、十二日に第一巻を「自校了」し、十九日には第二・三巻を「見合了」して、翌治承二年正月三十日から二月三日にかけて「見合本書了」し、併せて「裏書勸物等」を注付させ、更に、四月に「左府」（藤原経宗）に「進覧」され、八月に「高覧」が終わり、実房の許に返却されている。その後、文治五年〔一一八九〕二月に「一見了」し、所々にまた「裏書勸物等」が加えられ、建久四年〔一一九三〕正月には実房自身初めて春除目の執筆を勤め

ることになるが、この『三槐抄』によって「勤仕」したこと、元仁二年〔一二二四〕正月にこの書を「披見」したところ、「軸本」が「虫喰」のため損なわれていたので、「修復」したことが実房（この時既に出家している）によって記されている。

実際、裏書などの勘物を見ると、作成された治承年間以後の文治五年・建久四年の年紀のある史料が見えることは、この奥書の記載と合致し、その際に書き加えたものであることが知られる。

また、第一巻の「初夜部」表紙裏の本文書出には、正安三年〔一三〇一〕の三条公茂の識語、元亨二年〔一三二二〕の三条実忠の識語がそれぞれ見え、その後も三条家に伝来したことが判る。更に、『実隆公記』明応七年〔一四九八〕閏十月十九日条には

十九日、辛亥、霽、（実香）自三条重相、三槐抄以下除目抄物櫃一合被<sub>レ</sub>送<sub>レ</sub>入、

とあり、『同』明応八年三月条には

十六日、丙子、晴、三槐抄今日立<sub>レ</sub>筆、（後略）

十九日、己卯、天晴、風吹、（中略）終日三槐抄書写、（後略）

廿二日、壬午、雨降、（中略）三槐抄初夜、終功了、

と見え、室町時代にも三条家に伝来し、三条西実隆は三条実香より『三槐抄』を貸与され、書写していることが知られる。

さて、『三槐抄』の治承年間の本奥書は先に示した『秋玉秘抄』

の奥書と類似しており、時野谷氏によれば、「本書云」とか「左府」云々と記事を挿入する体裁の類似から、『三槐抄』と『秋玉秘抄』は治承元年の秋から冬にかけて、ほぼ同一人物の手で編輯されたと思われるべきで、春除目に関するものは『三槐抄』として、

秋除目に関するものは『秋玉秘抄』として、今日に伝えられている<sup>⑥</sup>、と指摘されている。これも重要な指摘で、現存の『春玉秘抄』の場合、治承年間の本奥書が無く、また、かつて伝来していた写本の一つには吉田経房の奥書を持つ写本があったことから、断言はできないけれども、現存の『春玉秘抄』・『秋玉秘抄』は三条公教の懐中本であるとされる「本書」を引用しているので、源有仁編の原本ではなく、三条実房が書写し一部「本書」などの勘物を加えた写本であると考えられる。<sup>⑦</sup> そうすると、同じ源有仁編の儀式書で、同じころの本奥書がある『叙玉秘抄』の書写も三条実房によるのではないかと想定される。更に、『叙玉秘抄』・『秋玉秘抄』・『三槐抄』の本奥書に共通して見える漢詩的な文言も治承年間の書写を行った人物が同一人物であるという可能性を高める。

このことを、前稿で論証してきたことと合わせて再説すると、治承年間に、三条実房が源有仁が作成した叙位の儀式書（原本『叙玉秘抄』、『中外記』はかなり原型に近い）のうち、男叙位の部分を書写し、更に裏書・首書・傍書の勘物は整理し直し、四巻



にして各巻冒頭部分に目録を付け、男叙位のみを儀式書に編纂し直したものが現存する『叙玉秘抄』で、これは、表一に本奥書を纏めて示したように『秋玉秘抄』の書写及び『三槐抄』の編輯とも関連した一連の作業と考えられよう。

- ① 時野谷滋『三槐抄』(同『律令封祿制度の研究』一九七七年)。以下、時野谷氏の説は全てこれによるが、同氏執筆による「しゅんぎょくひしゅう 秋玉秘抄」(『国史大辞典』五巻 一九八六年)も参照。
- ② 『三槐抄』第一巻「初夜」表紙裏本文書出の元亨二年正月二十六日の三条実忠識語にも「此抄出自三槐門三家之説」とある。
- ③ 東山御文庫所蔵函号一五三一五八、マイクロ・フィルム整理番号七六〇。その他、書陵部には『三槐抄』上中下一冊(函号一七五一―一七七)を所蔵している。なお、国立公文書館内閣文庫所蔵の『中夜儀』なる書(函架番号 古三五―六二九)はよく引用されるが(所功『春玉秘抄』の復原(『算書・逸文』)、『国書逸文研究』一八号 一九八六年)、細谷勘資『緋書』の成立年代と編者(『国書逸文研究』一八号 一九八六年)、これは、内容・奥書から見て、『三槐抄』の第二巻の「中夜儀」であり、そのように引用されるべきである。
- ④ 例えば、建久四年正月二十七日・二十九日の年紀が見えるが、『玉葉』・『叙位除目執筆抄』によると、この時、実房は除目儀の執筆である。第二節参照。
- ⑤ 三条公茂・実忠については、後掲系図A参照。なお、『後愚昧記』応安四年二月三日条によれば、三条公忠はその男の実冬に「除目事」を伝授する際にまず『三槐抄』を読み教えている。

⑥ 注①参照。

⑦ 岩橋小弥太氏は『群書解題』の「秋玉秘抄」の項で、治承年間の奥書と『建内記』永享十三年二月四日条の記事から、『秋玉秘抄』の奥書を記した人物として吉田経房の可能性をあげているが、第三節で述べるように、『春玉秘抄』はいくつかの家に伝来しており、写本も何部もあり、伏見宮家本『秋玉秘抄』は西園寺家に伝来していた可能性があることを念頭におくと、吉田経房が治承年間に書写したものでない可能性が強く、時野谷氏の見解の方が理解しやすい。

⑧ 『叙玉秘抄』・『秋玉秘抄』の本奥書に見える漢詩的な表現については、前掲注②参照。

## 第二節 三条実房と「花園説」の継承

三条実房は久安三年(一一四七)頃、内大臣藤原公教の三男として誕生し(母は権中納言藤原清隆の女)、閑院流の嫡家を継ぎ、侍従・左少将・右中将・藏人頭を歴任し、永暦元年(一一六〇)に、従三位となり公卿の列に加わり、文治五年(一一八九)には右大臣に昇進し、建久元年(一一九〇)には左大臣となっている。この間、実房は公事に精通した人物として重用され、『叙位除目執筆抄』によれば、正月の叙位儀では建久五年・六年(五年は女叙位も)、除目儀では、春は建久五年・六年、秋は建久四年に、執筆の役を勤めている。実房は建久七年に病により出家するが(法名静空)、『玉葉』承久二年(一一二〇)正月一日条に

一日、壬辰、(中略) (三条実房) 入道左府、世以称大恩殿主御房、是則公事為諸人師之故也

とあるように、「公事」について詳しく、師として諸人に仰がれたため、「大恩殿主御房」と評されていたことが知られる。実房は長命であったが、嘉祿元年〔一二二五〕八月十七日に没している(七十九歳、一説八十二歳)。日記に『愚昧記』があり、編著に『三槐抄』の他、『叙位次第』、『元日節会抄』等がある。また『玉葉』承元五年〔建曆元年、一二二一〕六月九日条によれば、(実房余)「左府入道切三文内府記進之」とあり、実房は父の公教の日記を所蔵していたが、それを「切文」したことが知られる。

三条実房は平安末・鎌倉初期において、儀式に関して詳しい公卿の一人であったわけであるが、彼は、叙位除目等において源有仁の説〔花園説〕を参照・引用しており、その継承者の一人であったように思われる。例えば、『愚昧記』仁安四年〔嘉應元年、一一六九〕正月九日条によると、除目の儀の装束について実房は「花園抄」〔春玉秘抄〕を見て、「花抄云」として引用している。また、実房が叙位・除目で執筆の役を勤めた時を見ると、実房は「花園説」を用いていることが知られる。すなわち、除目儀に關しては、『玉葉』建久四年十二月九日条に

九日、壬寅、晴、京官除目入眼也、戊刻、(三条実房) 左大臣参入、(中略) 次撰、出諸申文等、相加折紙、伝大臣、大臣取之置前、先任内舍人、

是花園説也、去春如此、凡大臣作法、今度併欲改去春作法、而最前任内舍人事、春秋惟同、此条不被知有異説之由歟、(後略)<sup>④</sup>

とあり、加えて、『同』建久五年正月三十日条にも

卅日、壬辰、陰晴不定、此日、入眼也、申刻、執筆左大臣参入、他公卿等少々参会(中略) 大臣云、有三分代御申文等、承可任者欲任者、(彼花園説、先任内舍人也) (後略)

と見え、共に「花園説」が用いられている。更に叙位儀に關しては、女叙位であるが、『同』建久五年正月十一日条に

十一日、癸酉、陰雨降、此日、女叙位也、(中略) 晚頭、左大臣参会、(中略) 次奏、院官御申文、其作法如官奏、叙位・除目之習、未返<sup>(三条実房)</sup>給奏書之間、仍<sup>(仍)</sup>辨<sup>(辨)</sup>新本<sup>(新本)</sup>連<sup>(連)</sup>、而令<sup>(而令)</sup>叙位<sup>(叙位)</sup>身<sup>(身)</sup>官奏、御覽了、(後略)

と見え、同様なことが指摘できる。また、『玉葉』の記主九条兼実がこの「花園説」に対して、批判的であることも注目される。

この他、『三長記』建永元年〔一二〇六〕十一月九日条によれば、「入道左府」(三条実房)は除目儀で「大間右サマニ總時、自中程更左サマニ引返テ、又展ル作法」は「花園左府口伝秘事」であり、「輒不可用之由」を日記の記主藤原長兼に示したことが書き留められている。また『同』同年九月二十五日条には

廿五日、晴、今日被行官奏、荒奏、(中略) 權弁率<sup>(權弁率)</sup>史、參御直廬、(中略) 但搦六度、(割注略) 官奏搦、六度、三度、兩説也、而弁官多

用三度説、花園左府被用六度之説、其外大臣多以三度也、但入（原右七）  
（三条実房）道左府用二花園説一歟（後略）

とあり、官奏の作法でも三条実房が「花園説」を用いていたことが知られる。このように実房は有仁の説（「花園説」）の継承者の一人であったといえ、実房による治承年間における『叙玉秘抄』・『秋玉秘抄』の書写、『三槐抄』の編輯もこのようなことを念頭に考える必要がある。

① 三条実房については『國史大辞典』五巻「さんじょうさねあき 三条実房」の項（橋本義彦氏執筆）によった。なお、『大日本史料』第五編之二嘉祿元年八月十七日条及び新田英治「解説」愚昧記 三巻（附入陽明文庫編「平記・大府記・永昌記・愚昧記」陽明叢書記録文書篇 第六輯 一九八八年）も参照。

② 『玉葉』は『大日本史料』第五編之二嘉祿元年八月十七日条・今川文雄校訂「玉葉」（一九八四年）によったが、「世以」の部分は共に「□□」であるので、花田雄吉「九条道家とその日記『玉葉』」（二松学舎大学論集『国文学編（創立百周年記念）一九七七年』）により補う。  
 ③ 『叙位次第』の写本は書院部に所蔵されており（函号四一五一―二八九）、『実隆公記』延徳三年（一一四九）十月一日条には（三条実房）

一日、甲辰、（中略）今日不出仕、叙位次第（建久左大臣）書写之、とある。その他、書院部には実房編のものとして『除目記（除目親王給事 建久二年）』（函号 伏一六六七）が現存する。また、「九条忠教秘蔵記録覚書」及び正応六年三月十七日付の「九条家文庫文書目録」（ともに『國書寮叢刊 九条家文書』一所収）によれば「入道左府実房抄」がみえ、春除目のものであることから、これは『三槐抄』である可能性が高い。なお、「九条忠教秘蔵記録覚書」によれば、三条実房の男公房より譲られた実房編の「入道左府抄」の「正本」（自筆本力）が九条家に伝来していたことが知られる（第三節参照）。

④ 省略した部分には、続けて、「次々随当、被任之、全無次第、又無申文之沙汰、只如書消息任之、一度ニ申文懸勾、早速之条、為レ入第一也、然而、不レ正作法之条、於公事似レ存略儀、為レ之如何」とあり、兼実は実房の作法を強い調子で非難している。

### 第三節 源有仁編の儀式書の伝来

源有仁の説（「花園説」）は先述の『玉葉』建久五年正月十一日条にみえるように「不ニ甘心」などと評されたこともあったが、これは九条兼実のみの個人的な批判ではなかった。『玉葉』建暦二年（一一二二）十一月二十九日条によれば、

廿九日、庚午、天晴、参内、（中略）（順徳天皇）主上取御申文等、置御座端給、（總大寺公繼）右府取申文、敷通、置笏引廻、折紙又敷中敷、其間太以遅々如何、遂巡降長押、小退向坤立、先立を左足、左廻大輪立廻、到前間南柱之額、更東行到東柱下、又北行也、已上作法未聞説歟、花園説歟、余家説有、三、皆推視直進寄也、即又可分置申文之歟、（後略）

と見えるように、日記の記主九条道家（時に内大臣）は、大嘗会

の女叙位の儀で左大臣徳大寺公継が用いた作法（「花園説」）を「未聞説」で、「余家説」とは違っていることを記している。また、『明月記』建保元年（一一二二）正月二日条に

二日、（中略）（九条良輔） 見參之次、令問夜前事給、（藤原定家） 子申云、

依不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>子細、不<sub>レ</sub>分別可否、但每事似安<sub>レ</sub>行、毎出<sub>二</sub>言<sub>一</sub>、先

取<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>扇、当<sub>レ</sub>燭光委見<sub>レ</sub>之、或又見<sub>レ</sub>笏紙、太<sub>二</sub>丁寧<sub>一</sub>、毎度如<sub>レ</sub>斯、不<sub>レ</sub>

仰<sub>レ</sub>進物所・御厨子所詞、只次第事、昔とぞと仰、又飯汁催時モ詞物

と仰、宰相又同仰其詞、仰云、花園など注置説敷、我等不<sub>レ</sub>存事也、

但<sub>レ</sub>宇治左初度ニモ名ヲいはんか、はづかしくてハ、次第申など云由

被<sub>レ</sub>註、於<sub>レ</sub>後ニ者、毎度仰<sub>レ</sub>飯汁也、故殿、飯汁と被<sub>レ</sub>仰き、（後略）

とあるように、左大臣九条良輔は「花園」説を「我等不<sub>レ</sub>存事」と評し、言外に不快感を表明している。

このように、「花園説」は、院政期から鎌倉初頭にかけて、特に撰閥家である九条家の人々には強い批判の対象とされていた。

しかし、「花園説」は三条実房が個人的に採用し規範とした説でなく、当時、ある一定の権威を持ち、広く用いられていた説であつたことは、『玉葉』承安四年（一一七四）十二月十五日条に

十五日、戊辰、天晴、入<sub>レ</sub>夜、參<sub>二</sub>入内裏、先是、（松原藤房） 関白被<sub>レ</sub>候<sub>一</sub>、（冠） 今

日若有<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>敷、依<sub>二</sub>不審<sub>一</sub>相尋人々ニ之処、荒奏、（中略）次繪文、

（史加） 次大臣左廻、自取<sub>レ</sub>緇向<sub>レ</sub>陣了、嘉保二年例、大臣立<sub>二</sub>西面<sub>一</sub>之由、

（藤原） 見<sub>二</sub>委仲記<sub>一</sub>、余隱<sub>二</sub>閑所<sub>一</sub>、伺見此儀等、六度揖、（源有仁） 花園左府説也、是白  
河院仰云々、近代人、大事公事等、偏伺見<sub>二</sub>花園左府次<sub>一</sub>・日記等、  
（藤原藤忠） 称唯云々、左相府共一也、（後略）

と見えるように、「近代人」が「大事」の「公事等」に関して、

偏に「花園左府次第・日記等」を「伺見」していたこと、『同』安

元元年（一一七五）十一月二十一日条に

廿一日、戊辰、節会也、（中略）（藤原） 実守卿依<sub>二</sub>位次<sub>一</sub>向<sub>二</sub>外弁座<sub>一</sub>、（源有仁） 花園左府

説云々、（中略）西宮十六卷云、自就<sub>二</sub>外弁<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>祿所<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>先小忌<sub>一</sub>、

（西宮記） 十卷云、自<sub>二</sub>外弁座<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>先、又代々例如此、但花園説、定有<sub>二</sub>由緒<sub>一</sub>

敷、実守又營<sub>二</sub>公事之道<sub>一</sub>者也、

とあるように、「營<sub>二</sub>公事之道<sub>一</sub>者」と評される藤原実守が「花園説」を用いていること、等より明らかであろう。

それでは、このような「花園説」や源有仁及びその継承者である実房が編纂・書写した儀式書が、どのようにして、また何故、

いかなる意味を持って室町時代まで伝えられていったのであろうか。これらの点に関して最後に述べることにする。

源有仁は正妻（北方、藤原公実の女）との間に子供がなかつた。

また、家の女房との間には子供がいたが、女子であつたため、家を継承する者はなく源有仁家は断絶してしまう。それでは、その後、源有仁が作成・編輯した儀式書・日記などは一体どうなつて

しまったのであろうか。

まず、前稿でも述べたが、『叙玉秘抄』の写本には源師時の男の師行が持っていた写本「師行本」があり、それは師行の弟の師基に命じて抄出させたものであった（三条西家本『叙玉秘抄』第二「裏書云）。有仁と師時は有仁の母を通して血縁関係がつかるうえ（師時は有仁の母の従兄弟、有仁の叔父）、師行の男の有房は、一時、有仁の猶子となつてゐることから、師行が有仁編の『叙玉秘抄』の写本を所蔵していたとしてもおかしくはない。

また、『玉葉』承安二年（一一七二）十二月八日条には、

八日、壬寅、天晴、此日軒廊御卜也、未刻、参内、閏陰（中略）抑今

日軒廊御卜経時刻之間、与（藤原）実守卿言談之次云、前大納言実定卿日

記多相持云々、其中一切不披辟之記へ、（源有仁）花園左大臣記八十余卷・四

原公臣（藤原）余戸部記百余卷、殊秘蔵之云々、凡此外、漢家本朝之本書・抄物、

其数及万余卷云々、

とあり、『花園左大臣記』は徳大寺実定が所蔵していたことが知られる。更に『同』建久元年（一一九〇）十月二十六日条に

廿六日、丁未、天晴、昨今物忌也、此日、京官除目也、執筆新宰相中

将公繼、生年十六歳、可謂珍重、公時卿為（藤原）上臈、在其座、未曾有

例也、於大弁者、不（藤原）論上下臈、必勤仕之、大弁有故障之時、

自（藤原）上臈、次第被催者例也、而前左大臣殊結構、其意趣如何者、執筆

事、父右大臣如形勤仕之、花園文書等伝而存家、須（徳大寺）繼（徳大寺）寘（徳大寺）之処、

自然不（徳大寺）動其事、空以致死、怒生之間、使（徳大寺）公繼勤其役、以欲謝我

怨云々、（中略）公繼覽閏官帳、其儀如常、但先不（徳大寺）被見之、置替

之後見之、彼家説敷、道理不可（中略）然、（中略）執筆先任内舍人、（徳大寺）是花

也、次任（徳大寺）諸道掌、任（徳大寺）院管当年給、（徳大寺）是又相違、（中略）今日、除目了之

後、送書礼於前左大臣許、感公繼執筆、返礼丁寧、殊有（徳大寺）感荷之趣、

とあることから、『鎌倉時代初頭、徳大寺家に「花園文書」とい

う叙位除目を中心とした儀式書類が伝来していたことが知られる

（この他、徳大寺公謙の日記『宮槐記』承元四年正月九日条に白

馬節会に関する「花園左府次第」がみえることも参考となる）。

その後、『園太暦』貞和二年（一一三六）正月六日条には

立春也  
六日 天陰、（中略）<sup>⑤</sup>

府奏可（徳大寺）申（徳大寺）從上（徳大寺）香事

今朝、右臈下送（徳大寺）消息、府奏無所望之仁、而大夫將監懐、申（徳大寺）從上、加

階（徳大寺）以府奏可（徳大寺）望申之旨、存（徳大寺）之、且（徳大寺）当家相伝文書、号（徳大寺）叙玉抄、有（徳大寺）

所見之間、所談合也、（後略）

とあり、南北朝期、「叙玉抄（叙玉秘抄）」が「当家相伝文書」と

して徳大寺家に伝存していたことが確認できる。また『実隆公記』

明応四年（一一四五）八月一日条に収載された徳大寺実淳から三

条西実隆に宛てた消息の中で、七月四日に火災にあった徳大寺亭

で、焼け残ったものに「春玉抄、正木」（源有仁自筆本『春玉秘

抄」か)・「叙玉抄」<sup>⑦</sup>があったらしく、室町時代まで、徳大寺家に源有仁編の叙位・除目の儀式書が伝来していたことが判る(この他徳大寺実淳の日記『実淳公記』延徳四年正月六日条に、この日叙位儀の執筆をした実淳が「花抄」〔『春玉秘抄』〕を引いていることも参考となる)。

一方、先に述べたように、三条家では、実房が『叙玉秘抄』・『春玉秘抄』・『秋玉秘抄』を書写または所蔵しており、<sup>⑧</sup>そこには一部書き加えられたり省略・削除された部分もあった。それらはその後も三条家に伝来したらしく、南北朝期では、『中外記』の奥書に「一見」と見えることから、三条公忠が原本『叙玉秘抄』というべき写本を所蔵していたことが判る。また、三条西家本『叙玉秘抄』第三の奥書に「於三燈下一加二見了」と記した「権大納言」も三条公忠の可能性が高い。<sup>⑨</sup>加えて、『後愚昧記』応安元年(一三六八)正月十六日条によれば、公忠は「花園左府自筆」の「踏歌次第」を所持しており、そこには「土記」が引用されている。このように公忠は有仁編纂の儀式書を所蔵していたことが知られる。そして、先に示した『兼頭卿記』文明十年(一四七八)八月十一日条より、三条公教は『春玉秘抄』を持っていたことが知られ、前稿で述べたように三条西実隆は教業坊日本即ち三条家本の『叙玉秘抄』を書写しているので、室町時代にも三条家には有

仁編の儀式書が伝来していたことが判る(この他、『実冬公記』至徳四年正月三日条によれば、公忠の男の実冬が「花園次第」〔白馬節会の次第カ〕を引用している)。

また、西園寺家より分かれた洞院家では洞院公賢が『魚魯愚抄』を編纂しているが、そこには『春玉秘抄』が多数引用されており、<sup>⑩</sup>借用した可能性もあるものの、洞院家に『春玉秘抄』をはじめ、有仁編の儀式書が所蔵されていてもおかしくないと思われる。<sup>⑪</sup>

この他、前稿で述べたように、室町時代、伏見宮家に『秋玉秘抄』が伝来していたことが知られ、あるいはこれは、『公衡公記』(自筆本)や『御産部類記』のように西園寺家から伏見宮家の所蔵となった可能性もある。<sup>⑫</sup>そうすると、有仁編の儀式書の閑院流への伝来とかがわってくる。

以上のように、閑院流の諸家でのち「清華家」と呼ばれる家、<sup>⑬</sup>即ち三条・徳大寺・西園寺の三家には源有仁編の儀式書が伝来していたことが考えられる。

この他、勅修寺家にも室町時代まで吉田経房の奥書のある『春玉秘抄』(『花園抄』)が伝来していたことが『建内記』永享十三年二月四日条より判り、更に「遺言条々」によれば、<sup>⑭</sup>「花園左府記」が経房↓資経↓経俊と伝領されていたことが判る。

また、「九条忠教秘蔵記録覚書」(『図書寮叢刊 九条家文書』

一「九条家代々譲状遺誠類」には、

三条  
抄本 入道左府実房抄本、以外祖父浄土寺入道相國公房譲愚老相  
伝之、雖非家秘伝、名實家抄等也、

とみえ、三条公房より譲られた実房自筆の「入道左府抄」が九条家に伝来していることが知られるが、これは春除目のものであることから、『三槐抄』である可能性が高い。更に正応六年三月十七日付「九条家文庫文書目録」には「花園左府・入道左府実房抄也、とあり、春除目に関する「花園左府抄」(『春玉秘抄』)と三条実房の「入道左府抄」(『三槐抄』カ)が同じ櫃に入れられ九条家にも伝来していることが知られる。<sup>⑮</sup>このように鎌倉時代には九条家にも源有仁及び三条実房の春除目に関する儀式書が所蔵されていたことが知られる。

しかし、儀式書の種類の多さや書写した人物から考えると、閑院流の三家及び勸修寺家、特に三条家と徳大寺家に所蔵されていたことが注目される。なお、これら所蔵・書写された源有仁編の儀式書(参考までに三条実房編の儀式書も加えた)を系図の上に重ね合わせると系図Aのようになる。

それではなぜ源有仁編の儀式書がこれらの諸家に伝来することになったのであろうか。先に有仁の母方の従兄弟源師行が『叙玉秘抄』を所持していた可能性を指摘したが、今再び有仁の血縁・

婚姻関係を調べると、注目すべきことに気付く。即ち、『今鏡』

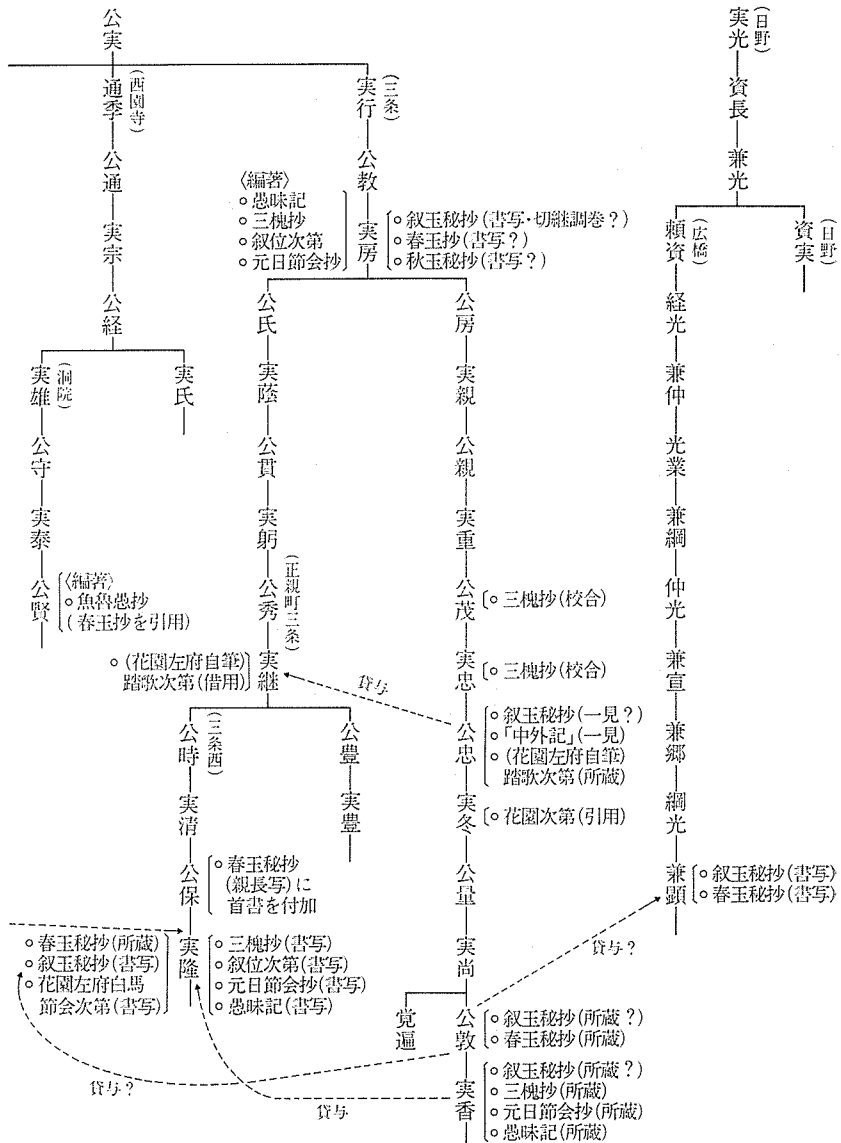
に見えるように、藤原公季に始まる閑院流が三家に分かれる藤原公実<sup>⑯</sup>の女は有仁の正妻(北の方)で、実能(徳大寺家の祖)や通季(西園寺家の祖)とは同母の兄妹であり、実行(三条家の祖)とも異母の兄妹となり、そのような関係もあって、有仁の私邸には徳大寺実能や三条公教(実行の男)が集っていた。<sup>⑰</sup>

これらの関係を系図で表したものが系図Bであるが、このようなことを考慮すれば、有仁の生前に、或いは絶家となつてから、有仁の編の儀式書及び日記等が、徳大寺家や三条家に伝来し、特に徳大寺家では「花園文書」と称され、相伝されていったのも無理なく理解されよう。<sup>⑱</sup>

また、北の方の母(実能・通季の母でもある)の光子は藤原隆方の女で、為房の妹でもあり、以後、閑院流は勸修寺家流と強い繋がりが出てきたという。<sup>⑲</sup>勸修寺家流は、為房以降、有能な実務官僚の公卿として活躍するが、有仁の編の儀式書及び日記を入手したのは、三条家・徳大寺家を通してなされた可能性がある。

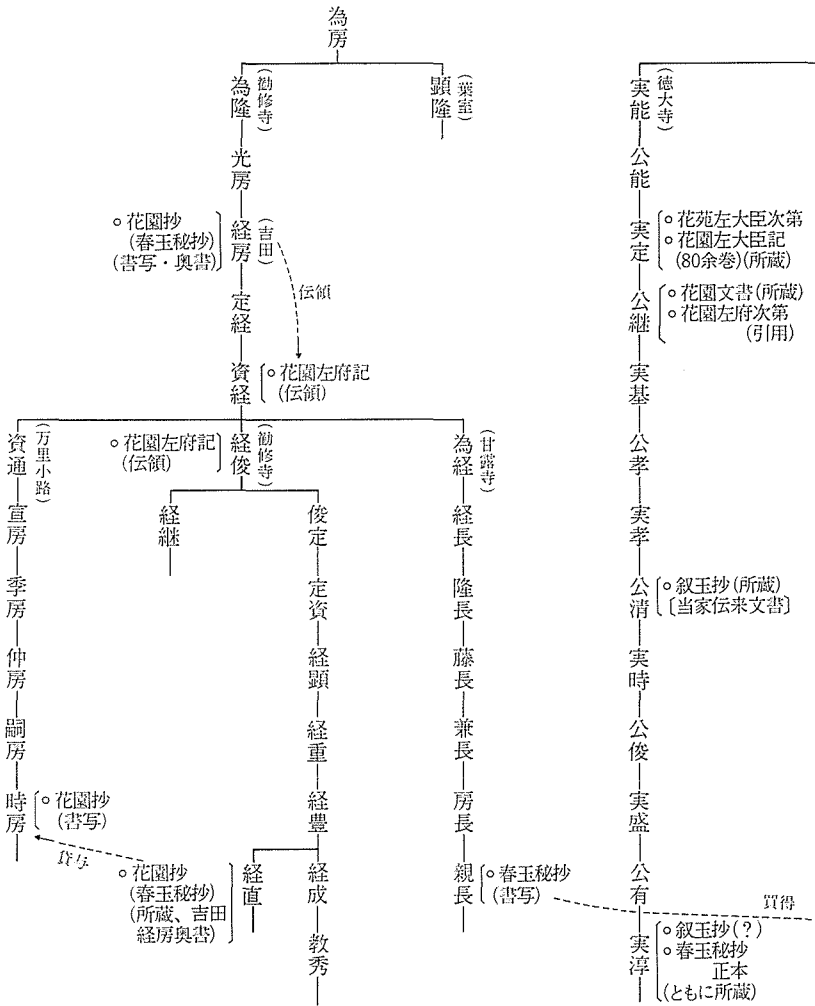
こうして幾つかの家に伝来していた源有仁編の儀式書は、前稿で述べてきたように度々書写されたり、「花園説」は秘説として院政期以降鎌倉から室町時代にかけて重きをなしていたようである。<sup>⑳</sup>しかしながら、先に示した『玉葉』の記載に見えるように、

書写・所蔵関係者略系図（付・三条実房）

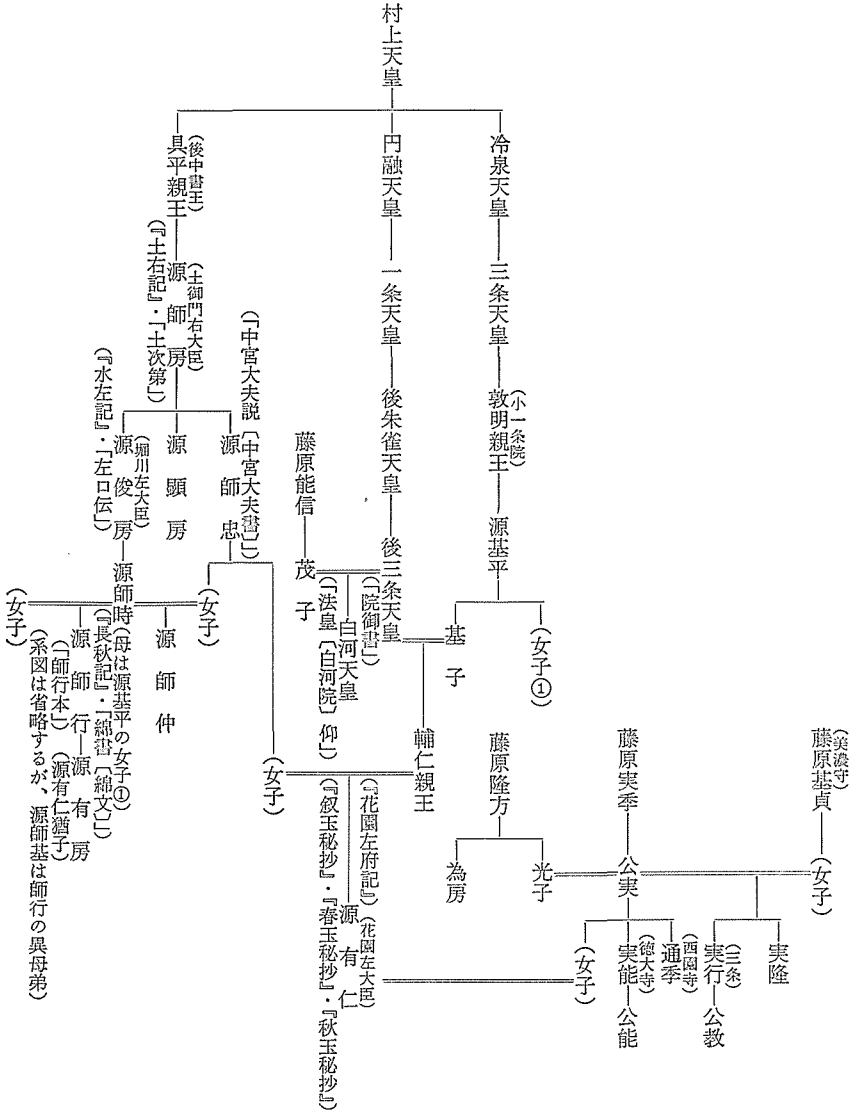




系図A 花園左大臣源有仁編著儀式書・記録の



系図B 源有仁の系譜と編著書



九条兼実は「花園説」やその継承者の作法・儀式次第について大  
 変批判的であるし、また、『玉葉』や『明月記』に見えるように  
 九条道家や九条良輔も同様に批判的で、九条家の「家説」とは違  
 っていることを強調している。その点、九条良経編の『春除目  
 抄』巻第二に見える「次左大臣依り召着内座」に關連する作法  
 について、次のように記されているのは注目される。

引寄下襲尻一事、

一説、願座下方、以左右手、筋於取取下襲尻中程、引寄置之、

末方為下、（藤原顯長）宇治左府用此説、

一説、片手乍持筋、以片手、自袖下竊遣後方、漸々（源有仁）總寄、又

片手取移筋、以今片手、又同様、總寄之、左右相同、（源有仁）花園左府

用此説云々、但無（源有仁）總説歟、

（基房）松殿仰蔽右、依為正説也、

これによれば、九条家では、「松殿」（松殿基房）の説が「正説」  
 だが、有仁の説は「一説」で、「無レ總説」（たしかでない説）で  
 あり、それは、『玉葉』建久五年正月十一日条に「花園説」を「不  
 甘心」と記していることと共通した認識である。先に述べたよ  
 うに「九条家文庫文書目録」によれば、九条家には「花園左府抄」  
 も所蔵されていたが、それは恐らく参考のためであり、秘蔵して  
 伝領し、活用した叙位除目の儀式書は、九条家の者が編著した儀

式書・日記であり、このことは、当然のことながら、一条兼良編  
 の『桃華藥葉』の「当家相伝十二合文書事」に全く源有仁の儀式  
 書は見えないことから推量されよう。この問題については次の  
 史料が更に参考となろう。即ち、中山定親の日記『薩戒記』正長  
 二年〔永享元年、一四二九〕二月四日条には

四月、辛巳、

（四念）

天霽、晚頭、四条宰相（隆夏）、入來、被レ携一樽、例年之佳儀也、被レ

（海住山）

談云、九条宰相（清房）、叙位執筆事、諸人奇傾也、或人曰、彼卿受入道

（久我）

前右大将、通宜説、勤仕之云々、此事如何、非撰家者不可授其

（源後）

説者、予察之、雖非撰家、何不為先達乎、土御門右府・堀河

房（源）、師時・師頼卿等皆為先達、多受彼人々説、勤也、又大納言（吉）經

房卿者、中御門左府（經宗公）、弟子也云々、彼左府存生之間、又經房卿

教訓弟光長卿云々、然者、此難不口事也、

とあり、撰闕家で無いものは叙位の執筆の作法を授けることがで  
 きないという考えに対して、非撰闕家の人でも叙位の執筆の作法  
 を教える「先達」となりうる。そうした「先達」としては源師  
 房・俊房・師時・師頼ら村上源氏系の公卿の作法が参考にされて、  
 多くはそれらを受けて執筆の役を勤めている、としている。この  
 記載に、前稿で指摘した源有仁の説（花園説）は一方で村上源氏

系の儀式書の集大成であることを考慮にいろいろと、源有仁編の儀式書及びその説が非撰関家の公卿によって受け継がれていったことが想定できる。実際、叙位・除目で執筆を行うのは撰関家以外の公卿もあり、むしろ非撰関家の公卿が行うことが多かった。叙位・除目の執筆の作法は複雑なため、九条家などの撰関家では秘説として伝授され、他家には伝えられないものであった。従って、この様なところに源有仁編の儀式書が伝来していた理由が考えられよう。

- ① 『鳳簪師伝相承』・『大家笛血脈』によれば、  
(前略) 三宮 有仁 花園左大臣 輔仁親王御子、有仁は父輔仁親王より笙・笛を伝授し、有房に伝えていることが判るが、斎院長官有房は神祇伯源頭仲の男で、源師行の男の有房とは別人であるという(中村文「源有房考」、『立教大学日本文学』五七号 一九八六年)。  
 ② 反対に『玉葉』安元元年十二月五日条によれば、源師行の父師時の作成した除目の次第「錦文」(綿文)カ)が、「花園左大臣家」(源有仁家)の「書」と認識されていたことが知られる。  
 ③ 藤原実守については『玉葉』安元元年十一月二十一日条参照。  
 ④ 「継「箕裘」」とは父の業を継承することである。  
 ⑤ 省略した部分に「院御書」の逸文が見えるが、『中外記』にも引かれている。  
 ⑥ 徳大寺亭の火災については『実隆公記』明応四年七月四日条参照。

- ⑦ 刊本の『実隆公記』によれば、此の部分は  
 ……紛失候、春玉抄 正本、魚魯抄、魚魯叙玉抄等も所持や候らん、  
 ……とあり、「魚魯抄」以下がやや不明である。刊本の原本で、現在、東京大学史料編纂所に所蔵される『実隆公記』(自筆本)を裏見すると、この徳大寺実淳の書状は、一紙には書き切れず、文書の袖や行間に書き継いでおり、この部分の翻刻は間違いは無いものの、「魚魯抄」と「魚魯叙玉抄」の間は行替えとなっており、狭い行間に認めたとすることもあり、誤ってこう書いてしまったのではないかと想定される。  
 なお、『実隆公記』の閲覧に際しては、桑山浩然氏のお手を煩わせ、御教示を受けた。記して感謝申し上げる。

- ⑧ 実房は『三棟抄』を編纂したことから、当然、根幹となった儀式書である『花園抄』(『春玉秘抄』)を所蔵していたと考える。また、『三長記』建永元年六月二十一日条によれば、実房は「花園抄」を引用し答えている。  
 ⑨ 前編第一章第一節参照。  
 ⑩ 「はじめに」注①前掲所功「春玉秘抄の復原(寛書・逸文)」参照。  
 ⑪ 洞院家に伝来していた文書・典籍については、西山恵子「中世公家と家文書―洞院家文書をめぐって―」(京都市歴史資料館紀要)三号 一九八六年)があるが、源有仁の儀式書については見えない。  
 ⑫ 飯倉晴武・相馬万里子両氏の御教示による。  
 ⑬ 福井俊彦「平安朝における清華」(有精堂編集部編『平安貴族の生活』一九八五年)、玉井力「院政」支配と貴族官人層」(朝尾直弘編『日本の社会史』第三巻 権威と支配 一九八七年)参照。  
 ⑭ 「遺言条々」については、中村直勝「初修寺家領に就いて」(京都帝国大学文学部編『紀元二千六百年記念史学論文集』一九三九年、の

ち「中村直勝著作集」第四卷「荘園の研究」一九七八年所収、吉川真司編・解説『京都大学文学部博物館の古文書』第四輯「勅修寺家職掌部類」(一九八九年) 参照。

⑮ 「九条忠教秘藏記録覽書」等によれば、「入道左府実房抄」(『三槐抄』カ)も「正本」が九条家に伝来していることが知られ、それが、「家秘伝」ではないが所蔵しているとわざわざことわっている点は注目される。

⑯ 藤原公実については、井上宗雄『平安後期歌伝の研究(増補版)』第三章歌人群像二「藤原公実」(一九八八年)、小池一行「伏見宮本『御産部預記』にみえる公季公孫流」(『語文日大』六六 一九八二年) 参照。

⑰ 西園寺家は当初は「大宮」と称していたが、公経が営んだ伽藍によって「西園寺」家と称されるようになった。西園寺家に関しては龍爾「西園寺家の興隆とその財力」(同『鎌倉時代』下(京都) 一九五七年)、多賀宗準「西園寺家の擡頭」(『日本歴史』二八四号 一九七二年)のち同『論集中世文化史』上 公家武家篇 一九八五年) 参照。

⑱ 前稿第三章注⑦参照。

⑲ 徳大寺家におけるこのような傾向は、徳大寺実能の孫実定の日記『実定公記』(『歴代残閏日記』第五卷 卷二十七「後徳大寺左大臣藤原実定記」) 治承二年三月二十三日条に、安徳天皇の春日社行幸に際して、陪従し雑事を勤めた実定が、「土御門右府」(源俊房)・「花園」(源有仁)・「徳大寺殿」(徳大寺実能)の先例により、安徳天皇が「乗御之時」に「称高麗」したこと、更に「即前行、不被仰御綱、永長六年、左大将 知院院、被仰御綱之由、見申右記、然而土御門・花園・徳大寺殿皆不被仰行、仍守家例也」とあるように、「知足

院」(藤原忠実)の例ではなく、これまた先の三人の例に倣い「御綱」を仰せられなかった、と記していることから伺える。徳大寺実定の認識として、祖父実能だけでなく、源俊房・源有仁の先例も「家例」であったことが知られる。

⑳ 角田文衛『待賢門院璋子の生涯(椒庭秘抄)』第一章「院の姫君」(一九八五年、初版は「椒庭秘抄―待賢門院璋子の生涯―」一九七五年)。

㉑ 橋本義彦「勅修寺流藤原氏の形成とその性格」(同『平安貴族社会の研究』一九七六年) 参照。

㉒ 例えば、『園太暦』貞和二年閏九月二十日条によれば「花園左府秘説」とある。

㉓ 『春除目抄』は宮崎康充氏の御教示による。また、同書の「奏闕官帳」の作法についても九条家の代々の家説は「花園左府説」と違ふことを強調している。

㉔ 『桃李楽葉』は『群書類従』巻四百七十一(第十七輯雑部) 参照。

む す び

本稿では、前稿で『叙玉秘抄』・『中外記』・『春玉秘抄』・『秋玉秘抄』など源有仁編の叙位除目の儀式書を検討した結果を受け、『春玉秘抄』をもとに三条実房が編纂した『三槐抄』の奥書の検討から始め、源有仁編の儀式書の伝来とその意義を院政期から鎌倉・室町期まで考察してきた。最後に、前稿で述べたことも少し

繰り返しながら結論を簡単に述べれば、次のごとくである。

(一) 東山御文庫所蔵の『中外記』は源有仁編の『叙玉秘抄』の原型に近く、男叙位のみならず、女叙位の次第も含んだ儀式書であるが、有仁編の『叙玉秘抄』・『春玉秘抄』・『秋玉秘抄』は院と村上源氏系公卿の諸説を集大成したもので、有仁の説は「花園説」として鎌倉・室町期に継承された。(二) 三条実房は「花園説」の継承者の一人で、現存の『叙玉秘抄』は治承年間に三条実房が原本『叙玉秘抄』のうち男叙位部分を書写し、裏書・首書・傍書などの勘物を整理し、改編したものであり、この書写・改編は、同じく有仁編の『秋玉秘抄』の書写、『春玉秘抄』をもとにして作成した『三槐抄』の編纂と一連のものであった。(三) 源有仁編の儀式書は三条家・徳大寺家など非撰閥家に伝えられ、非撰閥家の公卿が叙位・除目の執筆を行うときの参考にされ、このことが「花園説」が鎌倉・室町時代まで継承された所以である。近年、平安時代の儀式研究は盛んになりつつある。しかしながら、その検討は平安時代の範囲、それも更に区切った短い期間内に限定して行われがちで、また、写本系統の解明や逸文蒐集などの地道な研究も貴重ではあるが、いまだ史料紹介の域にとどまることが多い。更に、従来、竹内理三氏によって解明された撰閥期までの「公卿学系譜」<sup>①</sup>のその後の様相、即ち院政期以降室町時代

までの経緯の解明は行われていなかったもので、叙位・除目の儀という限られた範囲内ではあるが、この問題に関して本稿により何らかの進展があったとしたら幸いである。筆者の専門外の分野に及ぶことが多く、思わぬ初歩的な誤りが多いのではないかと危惧するが、ひとまずは筆を擱き、大方の御批判を仰ぐ次第である。

① 竹内理三「口伝と教命―公卿学系譜(秘事口伝成立以前)―」『歴史地理』七五巻四・五号 一九四〇年、のち同「律令制と貴族政體」第Ⅱ部 一九五八年所収。

(補注Ⅰ) 大東急記念文庫所蔵禁裡御蔵書目録(万治四年(一六六一)

正月十五日に焼失した禁中の蔵書目録という)に「叙位記 中外記」・

「叙玉秘第一」が見える(『大東急善本叢刊』近世篇Ⅱ 書目集一

一九七七年)。これは現存の東山御文庫本『中外記』・『叙玉秘抄』第

一を示す可能性が強いが、東山御文庫本全体の性格ともかわるので、別の機会に述べることにする。

(補注Ⅱ) 天治元年(一一二四)十二月十九日付「内大臣源有仁申文」

(九条家本『法性寺殿御記』紙背)には「男正六位上忠成」を大臣の

当年給二合により諸司助に任じられることを申請しているが、これは

は揚名官で「忠成」も作名か(『同コロタイブ解説』一九八九年)。

(付記) 本稿執筆に当り、前稿同様、多くの方々から御教示をうけた。

それらの方々には厚く感謝申し上げる。なお、本稿は一九八九年度文部省科学研究費総合(A)(研究課題「儀式書を中心としてみた平安時代政治機構の総合的研究」(課題番号 〇一一三〇一〇四三 研究代表者 早川庄八)の成果の一部である。

(宮内庁書陵部